

のである。

(27) 高木ほか編・前掲書五五頁以下参照。

(28) 長尾一紘・前掲書一七六頁以下、佐藤幸治・前掲『憲法』六三九頁以下参照。その何かとは作為でもあり不作為でもあのか。たとえば法律の廃止を求めることは不作為請求なのか作為請求であるのか。たとえば法律の制定をしないようにことを請願することも考えられる。それは作為請求ではなく不作為請求であると思われる。請願権とは、求めることが究極的に国の作為であろうと不作為であろうと、国の義務は請願の受理や回答にあることにかんがみると、国に何らかの対応を求めることにあるのではないか。ならば国の行為（作為）を求めることにあると考えられる。

(29) 「請願権」を憲法において明規するさい、明治憲法下において、請願をしたために国家権力により不利益を及ぼされたということが強く念頭にあったのだろうか。

(30) ちなみに請願権（規範）の性格について、予断になるが今少し考えてみたい。請願権を命題で表わすと、

【国民（a）は国家（b）に対し、請願することへの権利をもつ】である。

(1) まず「権利義務関係の図式——権利・義務・無権利・特権（≡自由）の関係——」によると、請願権命題：【aはbに対し、請願することへの権利をもつ】は、aがbに対し、bがaの請願に応ずることへの権利をもつことであり、より厳密にいうならば、

【aはbに対し、bがaの請願に応ずることへの権利をもつ】

ということである。この命題は、本図式によると、義務命題：すなわち

【bはaに対し、bがaの請願に応ずることへの義務をもつ】

と相關関係にある。

(2) つぎに「義務論上の方形の図式——命令・禁止・許容・自由の関係——」によると、請願権命題【aはbに対し、bがaの請願することへの権利をもつ】は、aがbに対し、bがaの請願に応ずることを命令すること（作為の命令）であり、裏を返せば（反対の「禁止」を用いていうならば）、bがaに対し、bがaの請願に応じないことの禁止（不作為の禁止）であることになると思われる。

なお本図式は、主体（担い手）を替えないで用いるものなのかもしれないが。

いずれにせよ「請願権」とは、作為の命令であること（≡不作為の禁止）からすると、作為請求権ということになる。Vgl. Alexy, Theorie der Grundrechte, 1985, S.182ff. 新正幸『ケルゼンの権利論・基本権論』二〇〇九年三月一六二頁以下、亀本洋『法哲学』二〇一二年六月一六六頁以下参照。

(31) ちなみにドイツ基本法一七条「何人も、個人でまたは他人と共同して、管轄のある機関および議会に文書により請願または訴願をする権利をもつ」を権利命題でもって表わすならば、

【国民（a：何人も）は国家（b）に対し、請願すること（G）への権利をもつ】となる。「請願権」は、まさにこのようなものではないのか。

る請願は否認されていたといわれる。長尾一紘・前掲書一七六頁参照。

(11) 長尾一紘・前掲書一七六頁以下、佐藤幸治・前掲『日本国憲法論』三三二頁以下参照。

(12) 斎藤孝・前掲「財産権の法的性格」四三〇頁以下、同・前掲「選挙権の法的性格」三三九頁以下など参照。

(13) ある請願者(a)が他の者(X)から妨害されようとした場合、aは国家(b)に対し、Xによる妨害を排除してくれと要求(請求)することができる。暴力行為などがともなえば刑事告訴、不法行為ならば民事訴訟を提起できるが、その妨害の排除を「請願権」に基づいて、国に対して要求できるか。「請願権」はそもそもそこまで要求する権利ではないと思われる。「請願」ではなく、「選挙」に関してであるが、立候補しようとするとき、他の候補者から立候補を妨害されて(立候補の締切り時刻が経過したため)立候補できなかつたことがある。そのような妨害の排除を「選挙権」は要求できるのかと考えたことがある。

(14) このようなことを求める権利は、「幸福追求権(人格権)」の問題になるのではないかと思われる。

(15) 斎藤孝・前掲「幸福追求権の法的性格」一七〇頁参照。

(16) 「請願権」の法的性格について、佐藤幸治教授は「請願権は、請願を受理するという国務を請求する権利であるとされる。確かに、請願権のこのような性質が、言論・集会の自由にみられない特徴である。また、この権利は、元来国政に特定の民情を具体的に反映させようとする趣旨を有する点で、参政権として把握すべき性格の存することは否定し難い」(佐藤幸治・前掲『日本国憲法論』三三二頁以下)と説かれ、また長尾一紘教授は「請願権の人権体系における位置づけに関して、受益権説と能動的権利説がある。受益権説は法的構造に着目し、能動的権利説は機能に着目するものである」(長尾一紘・前掲書一七六頁)と説かれる。

したがって憲法上の「権利」体系における「請願権」の位置について検討すべき視点は、受益権(国務請求権)説によるならば、受益権とされる「裁判を受ける権利」の位置する「手続権」なのか、同様に受益権とされる「国家賠償請求権」や「刑事補償請求権」が位置づけられる「二次的権利」なのか、あるいは参政権(能動的権利)説によるならば、参政権が位置づけられる「権能」

なのか、となる。もちろんその他の視点も考えられないことはない。しかし本稿では、権利の規範構造論の立場から、憲法上の「権利」体系図にもとづいて論じていきたい。

(17) 斎藤孝・前掲「裁判を受ける権利の法的性格」一〇八頁以下参照。

(18) 斎藤孝・前掲「賠償請求権の法的性格」一七七頁以下参照。

(19) 初宿正則ほか編『新解説世界憲法集(第四版)』二〇一七年一八二頁参照。請願権は、フランクフルト憲法一五九条、プロイセン憲法三二条、ヴァイマル憲法一六六条などにおいても定められていた。高田敏ほか編『ドイツ憲法集(第四版)』二〇〇五年四月四五頁、六〇頁、二二六頁参照。

(20) 高木八尺ほか編『人権宣言集』二〇〇四年一〇月一二〇頁以下参照。

(21) Maunz-Dürig, Grundgesetz, 2011, Art.17(Klein), S.45; なおドイツ基本法一七条は、請願の名宛人(国など)に請願の「受理、審査、回答」が義務づけられると解されているが、議論の余地があるのは、請願の名宛人が回答(Beschwid)に理由(Begründung)を付することを義務づけられるのか、である。連邦憲法裁判所は「基本法一七条の範囲内で、提出された機関が請願を取り扱う手順を明らかにする客観的な回答で十分である」として、多くの学説により批判されつつある。Vgl. Maunz-Dürig, aa.O., Art.17, S.47.

(22) 長尾一紘・前掲書二九八頁以下参照。

(23) 「生存権」と「請願権」はともに作為権であるがどこに違いがあるのか。前者の権利者が「最低限度の生活を保障せよ」と求めた場合、それを保障しなければ、前者の「生存権」が侵害されることになる。しかし後者の権利者が同じように「最低限度の生活を保障せよ」と求めた場合、その者が要保護者としても、それを保障しなくても、後者の「請願権」が侵害されることにはならない。ここに両者の違いがある。

(24) 高柳賢三ほか編・前掲書一五九頁参照。

(25) 長尾一紘・前掲書二二四以下参照。

(26) 「表現の自由」と「請願権」(一六条の後段)はともに不作為権であるがどこに違いがあるのか。両者には構造上の違いはないといえる。「表現の自由」は表現行為に対する妨害を拒否するものであり、表現行為にかかわる差別待遇を拒否することも当然に含まれる。「請願権」は請願行為がそれ自体の妨害を拒否することを当然に含むものであり、請願行為にかかわる差別待遇を拒否するも

に請願権が認められたといえる。

請願権の構造は、その伝統的な歴史を踏まえて考えるならば、不作為権ではなく作為権に位置づけられると考えてよいと思われる。極論をいうならば、明治憲法やドイツ基本法のように、前段だけでよかつたと思われる。

(五) 以上のことにかんがみると、請願権とは、「請願すること」、言い換えると、何らかの差別待遇という不利益を受けることなしに請願し、それに応ずる国の行為を求める権利(作為請求権)である。したがって「請願権」は、「憲法上の権利」の体系においては、「表現の自由」が位置づけられる「不作為権」には位置づけられることができない。

## おわりに

以上本稿では、「憲法上の権利」体系に関する研究の一環として、第一章において、憲法一六条の「請願権」は、権利の規範構造論から、憲法上の「権利」といえるのかについて検討し、第二章において、「請願権」が憲法上の「権利」といえるのかとしても、それは権利体系においていかなる位置にあるのかについて検討してきた。

本稿での結論を簡潔に述べるならば、つぎの通りである。

(一) 「請願権」は、権利の規範構造論によると、憲法上の「権利」といえる。

(二) 「請願権」は、その本来の(固有の)の法的性格を念頭にするならば、「憲法上の権利」体系において、「作為権」に位置づけられる。

(1) 橋本公巨『日本国憲法(改訂版)』一九八八年四月一〇三頁以下、佐藤幸治『憲法(第三版)』一九九五年一月四〇六頁以下、同『日本国憲法論』二〇一六年三月一二七頁以下、長尾一紘『日本国憲法【第三版】』一九九七年八月八四頁以下など参照。

(2) 齋藤孝「財産権の法的性格」DAS研究会編『ドイツ公法理論の受容と展開』二〇〇三年一月四二二頁以下、同「選挙権の法的性格」法学新報一一二卷一一・一二号二〇〇六年七月三一五頁以下、同「賠償請求権の法的性格」法学新報一一〇卷一二号二〇一三年六月一七七頁以下、同「労働基本権の法的性格」岐阜聖徳学園大学紀要(教育学部編)五四集二〇一五年二月二二〇頁以下、同「裁判を受ける権利の法的性格」岐阜聖徳学園大学紀要(教育学部編)五六集二〇一七年二月一〇八頁以下、同「幸福追求権の法的性格」岐阜聖徳学園大学紀要(教育学部編)五七集二〇一八年二月一七六頁以下参照。

(3) 長尾一紘・前掲書一七七頁、佐藤幸治・前掲『日本国憲法論』三八二頁以下参照。

(4) 齋藤孝・前掲「財産権の法的性格」四二六頁以下、同・前掲「選挙権の法的性格」三一八頁以下など参照。

(5) 憲法により保障される「権利」の三分類(すなわち「権利」、「権能」、「権能への権利」)については、齋藤孝・前掲「選挙権の法的性格」三一八頁以下など参照。

(6) たとえば齋藤孝・前掲「選挙権の法的性格」三二八頁以下参照。

(7) ちなみにGHQ草案(一五条)では、「何人も、不服に対する救済、公務員の罷免および法律、命令または規則の制定、廃止または改正を求めて平穩に請願する権利を有し、何人も、このような請願を行なったためにいかなる差別待遇も受けない」と定められていた。高柳賢三ほか『日本国憲法制定の過程』一九九五年二七五頁参照。

ドイツでは、

(8) 長尾一紘・前掲書一七六頁参照。

(9) 長尾一紘・前掲書一七六頁以下、佐藤幸治・前掲『日本国憲法論』三八二頁以下参照。

(10) 明治憲法三〇条は「日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ為スコトヲ得」と定めていた。憲法の変更に関する請願や裁判に関する

### 第三節 小 結 — 請願権の規範的性格 —

本節では本章第一節と第二節を踏まえ、憲法一六条の「請願権」は、作為権であるとともに不作為権でもあるのか、あるいは一方だけなのかについて、検討してみたい。

(一) 「請願権」というとイギリスの「権利請願」(一六二八年)が思い浮かぶ。その「権利請願」は、イギリスにおいて以前からあつた請願という形式をもちいて国王に請願し、国王がそれを受け容れたというものである。主たる内容は、国王が人民の権利・自由を不当に弾圧しないこと(いわゆる「自由(権)」「の尊重」)である。<sup>27)</sup>この趣旨からすると、請願権は本来的に「防御権」(不作為請求権)であるといえなくもない。しかし現在においては、請願権は、表現の自由や信教の自由のような近代的権利である防御権(不作為権)とは異なると解されている。しかしまた、生存権や教育を受ける権利のような現代的権利である請求権(作為権)とも異なると解されている。

「請願権」は、前近代的な権利であり、表現の自由や選挙権の認められる現代ではあまり意義のない権利といわれるが、国に対し何かを「求めること」の権利であることは否定できないものである。<sup>28)</sup>

(二) たとえば憲法二五条が「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、…国民は、かかる要求をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と定めた場合、生存権は、作為権であるとともに不作為権であることになるのか。あるいは憲法三二条が「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われないし、かかる裁判を要求をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と定めた場合、裁判を受ける権利は国の行為を求める権利であるとともに不行為を求める権利でもある

ことになるのか。権利を行使したために差別待遇を受けることはないと解するのは、明文をもって定めようが定めまいが、権利保障のうえにおいて当然のことと思われる。明文は注意を喚起する程度ではないのか。<sup>29)</sup>

その権利(生存権)の性格・任務を踏まえて検討するならば、作為権であると考えべきではないか。

(三) あるいは、憲法三四条「…何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出廷する公開の法廷で示されなければならない」、憲法三七条「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」は、「人身の自由」を保障したものと解されることから、「不作為権」を保障したものと解されているが、その文言自体からすると、「作為権」を保障したもの(理由の呈示、公開裁判の保障)とも解されうる。その権利保障の性格・任務を踏まえて検討するならば、憲法三四条と憲法三七条は自由権(不作為権)を保障したものとすることはできないのか。

(四) それでは、請願権を定めたといわれる憲法一六条はどうなのか。同条は、前段で、伝統的な(本来の)「請願権」を定め、後段で「請願権」に関連して「差別待遇を受けない権利」を定めている。前段がなく後段だけであるとすると、請願権は認められたことになるのか。たとえば「何人も、請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と定められた場合、同条項は、不作為請求権を保障したのか。請願をしても差別待遇を受けないことであるから、請願権の行使を保障したことにはなると解される。結局のところ、請願という行為が保障されたこと(すなわち請願という行為の許容⇨請願という行為の禁止でも命令でもない自由が保障されたこと)になるわけであり、そうならば、前段だけでよいということになる。<sup>30)</sup>では後段がなくて前段だけであるとすると、まさ

憲法一六条後段を、権利命題 (R a b G からなる命題構造) をもって、表わすならば、

【国民(何人も：a)は国(b)に対し、請願に関しいかなる差別待遇を受けないこと(G)への権利をもつ】——「請願権」命題②——となる。

### 第二項 「表現の自由」の規範構造

つぎに憲法二一条の「表現の自由」の規範内容について確認したい。不作為権の代表格である「表現の自由」は、憲法二一条により「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」(二項)と定められている。

「表現の自由」は、国民一人ひとりの自由な人格形成にとって、また民主政治にとって、もつとも重要な基本権の一つである。個々の国民が自由に人格を形成し、または主権者として国政に関する判断を下しうるためには、一定の知識と判断力を必要とする。そのような知識と判断力を備えるには、一人ひとりの国民が「国家からの干渉を受けずに」自由に自己の意見を述べ、知識を交換し合うことが必要である。そのことを権利として保障するのが憲法二一条の「表現の自由」であるといわれる。<sup>28)</sup>

「表現の自由」について簡単にいうならば、それは、国民が国家に対し、表現すること(Ⅱ表現活動が阻害されないこと)を求める権利である。権利命題 (R a b G で表される命題構造) で表すならば、

【国民(a)は国家(b)に対し、表現すること(G)への権利を有する】  
(Ⅱ【国民(a)は国家(b)に対し、表現活動が阻害されないこと(G)

への権利をもつ】——「表現の自由」命題——である。

### 第三項 比較検討

以上の確認を踏まえ、請願権(むしろ一六条後段の規範内容)は「表現の自由」と同じ規範内容(規範構造)をもつのかについて検討したい。「表現の自由」を権利命題 (R a b G からなる規範構造) で表わすならば、前記のように、

【国民(a)は国家(b)に対し、表現すること(G)への権利を有する】——「表現の自由」命題——となる。

一方、請願権(むしろ一六条後段の規範内容)を権利命題 (R a b G) で表わすならば、前記のように、

【国民(a)は国家(b)に対し、請願に関連し差別待遇を受けないこと(G)への権利を有する(もつ)】——「請願権」命題②——となる。

そこで「表現の自由」命題と「請願権」(一六条の後段)命題②を比較するならば、前者は「表現すること」、より厳密に言い換えると「表現活動が阻害されないこと」を求める消極的な権利(不作為請求権)であり、後者は「差別待遇を受けないこと」、より厳密に言い換えると「請願に関して差別待遇を受けないこと」を求める消極的な権利(不作為請求権)である。ともに「国の不作為を求める権利」(作為権)であり、権利の構造として同じものといえる。したがって「請願権」(むしろ一六条後段の権利)は「表現の自由」が位置づけられる「不作為権」に位置づけられる。<sup>29)</sup>

(Ⅱ)【国民(a)は国家(b)に対し、最低限度の生活を営むことができるための給付(G)への権利を有する】——「生存権」命題——となる。

### 第三項 検討

以上の確認を踏まえ、「請願権」(一六条の前段)は「生存権」と同じ規範構造をもつのかについて比較・検討したい。

「生存権」を権利命題(R a b G)からなる規範構造で表わすならば、前記のように、

【国民(a)は国家(b)に対し、最低限度の生活(G)への権利を有する】——「生存権」命題——となる。

一方「請願権」(一六条の前段)を権利命題(R a b G)で表わすならば、前記のように、

【国民(a)は国家(b)に対し、請願すること(G)への権利を有する】——「請願権」命題①——となる。

そこで「生存権」命題②と「請願権」(一六条の前段)命題①を比較するならば、前者は「最低限度の生活を営むことができるための給付」を求める積極的な権利(作為請求権)であり、後者は「請願を受け入れらるること(Ⅱ請願の受理という国の行為)を求める積極的な権利(作為請求権)である。ともに「国の作為を求める権利」(作為権)という規範構造をもつ。したがって「請願権」(一六条の前段)は「生存権」が位置づけられる「作為権」に位置づけられうる。<sup>23)</sup>

## 第二節 請願権と「不作為権」

つぎに「請願権」は、憲法上の「権利」体系図における「不作為権」に位置づけられるのかについて検討したい。

「不作為権」とは、国民(各人)が国家に対して干渉されない・妨害されないことを求める権利である。「表現の自由」や「信教の自由」がその例である。本項では「表現の自由」を引き合いにして、検討したい。したがって本項で検討することは、「請願権」は「表現の自由」と同じ規範構造をもったものであるのか、ということである。同じ構造をもたない限り、「請願権」は表現の自由などが位置づけられる「不作為権」に位置づけられることができない。

### 第一項 請願権(一六条後段)の規範構造

まず憲法一六条後段の「請願権」の規範構造について確認したい。

憲法一六条後段は、前記のように「：何人も、かかる請願をしたためいかなる差別待遇も受けない」と定める。

このような規定(文言)は、明治憲法三〇条にはなかったし、ドイツ基本法一七条にも存在しない。当然に含意されることだから明文化しなかったのか、あるいは、そもそも「請願権」の主たる規範内容ではないから明文化しなかったのか。しかしながら日本国憲法一六条の解釈においては、明文がある以上、無視することは適切ともいえないと思われる。なお憲法制定会議では、「請願権」はあまり重要視されなかったとされる。<sup>24)</sup> 憲法一六条後段の規範内容は、その文言自体からして、請願者が請願に関連し国による差別待遇を受けないこと(すなわち国の不作為)である。

憲法一六条は「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と定める。厳密にいうならば、本来の（固有の）「請願権」規範は、同条の前段のところ（「何人も：平穩に請願する権利を有し、」）と思われる。このことは、明治憲法三〇条では「日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ為スコトヲ得」と定められ、またドイツ基本法一七条では「何人も、個人で、または他人と共同して、管轄機関および議会に対して、文書で請願または訴願をなす権利を有する」と定められ、さらにアメリカ合衆国憲法修正一条では「連邦議会は：人民の：苦痛事の匡救に関し政府に請願する権利を侵す法律を制定してはならない」と定められることからしても、明らかである。

ちなみにドイツ基本法一七条の請願権については、代表的な注釈書によると、「請願権の給付権的次元は、その権利が請願（書）の提出への権利で論じ尽されるならば、それは空虚なものになる点から、明らかである。国家に請願と訴願を行う権利は、すでに意見表明の自由から生ずる。しかし請願権は、国家がなにかを聞き入れることを目的とする。したがってそれは、請願の受理（Entgegennahme）、具体的な審査（sachliche Prüfung）、回答（Verbescheidung）への請求権である」といわれる。請願権が国に対し何らかの行為（作為）を求める権利であることは疑いない。

第一章第二節序（「請願権」の規範内容）においても明らかにしたが、わが国においては、請願権について受益権（国務請求権）説がとかれていることや、さらに請願法五条が「これ（請願）を受理し誠実に処理しなければならない」（請願法五条）と定めていることなどを考え合わせ

ると、「請願権」は「国の作為を求める権利」であることは否定できない。したがって「請願権」は権利の体系図の「作為権」に位置づけられるといえる。

「請願権」（一六条の前段）を権利命題で表わすならば、前述のように、【国民（a：何人も）は国家（b）に対し、請願すること（G）への権利を有する】——「請願権」命題①——となる。

## 第二項 「生存権」の規範構造

つぎに憲法二五条の「生存権」の規範内容について確認したい。

作為権の代表格である「生存権」は、憲法二五条によつて「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（二項）と定められている。

「生存権」は、「健康で文化的な」生活の下限を確保するための権利である。「健康で文化的な最低限度の生活」とは、人たるに値する生活、すなわち人間の尊厳を確保しうる生活を営みうるために必要不可欠の条件をそなえている生活を意味する。みずからの財産と労働によつてこのような生活内容を確保しえない者は、そのために必要な積極的施策を国に要求することが必要である。このことを権利として保障するのが憲法二五条の「生存権」であるといわれる。<sup>22</sup>

「生存権」の保障について簡単にいうならば、それは、国民が国家に対し、健康で文化的な最低限度の生活を営むことを求める権利である。権利命題（R a b Gで表される命題構造）で表すならば、

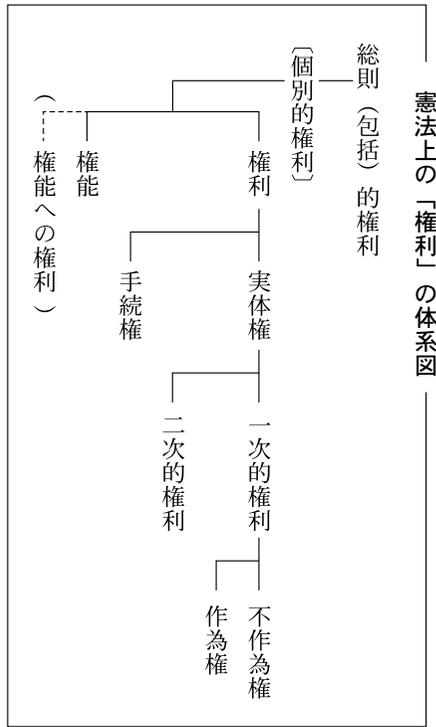
【国民（a）は国家（b）に対し、最低限度の生活（G）への権利を有する】

## 第二章 権利体系における「請願権」の位置づけ

### 序 — 権利の体系 —

本章では、権利体系における「請願権」の位置について検討していきたい。

憲法が国民に保障する権利（憲法上の「権利」）の体系について簡単に確認するならば、すでに指摘したように、つぎのような「権利体系図」——一応の構想案であるが——で表わすことができる。



「請願権」は、前章において明らかにされたように、権利の規範構造（R a b Gで表される命題構造）にかんがみて、憲法上の「固有の」権利」といえる。「請願権」が憲法上の「固有の」権利であるならば、憲法上の「権利」体系図にもとづくと、「請願権」は（Ⅰ）実体権か手続権か、（Ⅱ）一次的権利か二次的権利か、（Ⅲ）不作為権か作為権か、ということが問題になる。<sup>16)</sup>

（Ⅰ）について簡単に述べると、「請願権」は請願という権利そのものを保障するものであり、何らかの（実体的な）権利が侵害されたときにその権利の救済のために援用されるものではないゆえに、手続権ではなく「実体権」である。<sup>17)</sup>

また（Ⅱ）について簡単に述べると、「請願権」は「実体権」であるとしても、「国家賠償請求権」のように他の権利が侵害された後に発生する二次的権利ではなく、請願という権利そのものを始源的に保障する「一次的権利」である。<sup>18)</sup>

本稿において検討しなければならないのは（Ⅲ）である。「請願権」は不作為権と作為権のどちらに位置づけられるのか、検討していきたい。

### 第一節 請願権と「作為権」

まず「請願権」は、憲法上の「権利」体系図における「作為権」に位置づけられるのかについて検討したい。

「作為権」とは、国民が国家に対して何らかの（積極的な）措置（給付）を求める権利である。「生存権」や「教育を受ける権利」などがその例である。本節では「生存権」を引き合いにして、検討したい。したがって本節で検討することは、請願権は「生存権」と同じ規範構造をもったものであるのか、ということである。同じ構造をもたない限り、請願権は生存権などが位置づけられる「作為権」に位置づけられることができない。

#### 第一項 請願権（一六条の前段）の規範構造

まず憲法一六条前段の「請願権」の規範構造について確認したい。

り、したがって請願者の日常生活が侵害されないことを要求する権利(防禦権)ではない。思うに「請願権」は細分命題③・2に当てはまらない。

## 2. 「請願権」と細分命題③・3、③・4

a それでは「請願権」が細分命題③・3〈国民は、国家が積極的な行為を行うこと(G)への権利を有する〉に当てはまるのかについて検討する。

「請願権」から「積極的な権利」が引き出されるのか。

「請願権」は、前述のように、国民が国または地方公共団体などに対し、その職務にかかわる事項について希望ないし意見を表明(すなわち請願)し、これについて国などが誠実に処理することを要求するものであり、まさに「請願権」は、請願に対して国が誠実に処理すること(すなわち積極的行為)を求める権利といえる。思うに「請願権」は細分命題③・3に当てはまる。

「請願権」命題①〈国民は(何人も)国家に対し、請願することへの権利を有する〉を細分命題③・3〈国民は、国家が積極的な行為を行うこと(G)への権利を有する〉に当てはめて表すならば、すなわち、【国民は国家に対し、国家が請願について誠実な処理(＝積極的行為)を行うこと(G)への権利を有する】——③・3・1となる。

b 最後に「請願権」が細分命題③・4〈国民(a)は国家(b)に対し、bがaの生命を第三者による違法な侵害から保護すること(G)への権利を有する〉に当てはまるのかについて検討する。

「請願権」からこのような「積極的な権利」が引き出されるのか。

この細分命題③・4の趣旨は、国民は生命が奪われようとするとき国

家によりその生命が保護されること、である。たとえば、胎児が母により生命を奪われようとするとき、国家が当該胎児の生命が奪われないよう母の侵害行為を阻止すること、ある末期患者が医師から生命を奪われようとするとき、国家がその生命が奪われないように医師の行為を阻止すること、あるいはある国民がストーカーなどから生命を奪われようとするとき、国家がその生命が奪われないようにストーカーの行為を阻止することなど、である。

「請願権」は、前述のように、国民が国または地方公共団体などに対し、その職務にかかわる事項について請願し、この請願について国が誠実に処理すること(すなわち積極的行為)を求める権利である。したがって「請願権」は自己の生命が保護されることそれ自体を求めるような権利ではない。思うに「請願権」は細分命題③・4に当てはまらない。

## 小 結

以上本節では「請願権」が憲法上の「権利」といえるのかについて、権利命題へaはbに対してGへの権利を有する(すなわちRa b Gで表される命題構造)に照らして、検討してきた。

ここで結論をいうならば、憲法一六条の「請願権」は、権利命題における三つの要件である「担い手(a)」「要件も、「名宛人(b)」「要件も、「対象(G)」要件も充足するということであった(「対象(G)」要件については、細分命題③・3を充足するということであった)。したがって「請願権」は、憲法により保障される「権利」といえる。

では、「請願権」は憲法上の「権利」といえるとしても、権利の体系上、いかなる位置にあるのか。このことについて、第二章では検討したい。

当てはめて表すならば、

【国民は国家（b）に対し、請願することへの権利を有する】— ②・1 となる。思うに「請願権」は「権利」としての第二の要件（「名宛人」要件）も満たしている。

### 第三項 請願権と「対象」

最後に「請願権」が「対象」の要件を満たしているのかについて検討したい。

前節で確認したことは、憲法により保障される権利が「権利」であるといえるためには、権利命題（aはbに対しGへの権利を有する）の中における「G」に当てはまる「対象」（すなわち権利の客体）が存在しなければならぬことである。すなわち、

【権利には「対象」が存在しなければならない】— ③。

この部分命題③は、さらに

【国民は、自己の属性（または状況）が侵害されないこと（G）への権利を有する】— ③・1

【国民は、自己の行為が阻害されないこと（G）への権利を有する】—

③・2

【国民は、国家が積極的な行為を行うこと（G）への権利を有する】—

③・3

【国民（a）は国家（b）に対し、bがaの生命を第三者による違法な侵害から保護すること（G）への権利を有する】— ③・4

などに細分化される。

「請願権」は、この細分化された命題③・1、③・2、③・3、③・4

のいずれかに当てはまるのか、以下検討したい。

#### 1. 「請願権」と細分命題③・1、③・2

「請願権」は、「請願権」命題として表すならば、前述のように【国民は（何人も）国家に対し、請願することへの権利を有する】— 「請願権」命題①—となる。

a まず、「請願権」が「権利」であるのかについて判断するために、「請願権」が前述の細分命題③・1【国民は、自己の属性（または状況）が侵害されないこと（G）への権利を有する】に当てはまるのかについて検討する。

細分命題③・1の「属性（または状況）」とは、自己の生命や栄典などの法的地位または住居などの生活空間などを意味する。<sup>12)</sup>

「請願権」の趣旨は、すでに述べたように、国民（何人も）が国または地方公共団体などに対し、その職務（権限）にかかわる事項について希望ないし意見を表明（すなわち請願）し、これについて国などが誠実に処理することを要求するものである。したがって「請願権」は、請願者の自己の生命や自由な生活状況が侵害されないことそれ自体を要求する権利（防禦権）ではない。思うに「請願権」は細分命題③・1には当てはまらない。

b つぎに「請願権」が上述の細分命題③・2【国民は、自己の行為が阻害されないこと（G）への権利を有する】に当てはまるのかについて検討する。

その「対象」である「行為」とは、国民一人ひとりが日常の生活において活動（行為）することである。

前述のように「請願権」は、国民が国または地方公共団体などに対し、その職務にかかわる事項について希望ないし意見を表明（すなわち請願）し、これについて国などが誠実に処理することを要求するものであ

一応のところ、前者であるとする。

以上のことから、「請願権」を権利命題 (R a b G) によって簡単に表わすならば、

【国民 (a : 何人も) は国家 (b) に対し、請願すること (G) への権利を有する】

(厳密には【国民 (a) は国家 (b) に対し、請願を受理しかつ誠に実処理すべきこと (G) への権利を有する】——請願権命題①——となる。または義務命題 (O b a G) によって表わすならば、

【国家 (b) は国民 (a) に対し、請願すること (G) への義務を有する】  
(厳密には【国家 (b) は国民 (a) に対し、請願を受理しかつ誠に実処理すべきこと (G) への義務を有する】)

となる。

### 第一項 請願権と「担い手」

まず「請願権」が「担い手」の要件を満たしているのかについて検討したい。

前節で確認したことは、憲法により保障される権利が「権利」であるといえるためには、権利命題 (a は b に対し G への権利を有する) の中における「a」に当てはまる「当該権利に関する」「担い手」が存在しなければならぬことである。すなわち、

【権利には「担い手」が存在しなければならない】——①。

それでは、この権利命題の部分命題① (すなわち「担い手」命題) に「請願権」は当てはまるのかについて検討したい。

憲法一六条の「請願権」を命題として再び表すならば、上述のように、  
【国民は(何人も)国家に対し、請願することへの権利を有する】——「請

願権」命題①——

となる。そこで憲法一六条の「請願権」が「権利」であるのかについて判断するために、まず権利命題の部分命題① (「権利には「担い手」が存在しなければならぬ」) に焦点を合わせて、この「請願権」命題①をその権利命題の部分命題①に当てはめて表すならば、

【国民は(a)は国家に対し、請願することへの権利を有する】——①・1となる。思うに「請願権」は「権利」としての第一の要件(「担い手」要件)を満たしている。

### 第二項 請願権と「名宛人」

つぎに「請願権」が「名宛人」の要件を満たしているのかについて検討したい。

前節で確認したことは、憲法により保障される権利が「権利」であるといえるためには、権利命題 (a は b に対し G への権利を有する) の中における「b」に当てはまる「名宛人」(すなわち権利の相手方) が存在しなければならぬことである。すなわち、

【権利には「名宛人」が存在しなければならない】——②。

それでは、この権利命題の部分命題② (すなわち「名宛人」命題) に「請願権」は当てはまるのかについて検討したい。

憲法一六条の「請願権」を命題として再び表すならば、上述のように、  
【国民は(何人も)国家に対し、請願することへの権利を有する】——「請願権」命題①——

となる。そこで「請願権」が「権利」であるのかについてを判断するために、権利命題の部分命題② (「権利には「名宛人」が存在しなければならぬ」) に焦点を合わせて、この「請願権」命題をその権利命題の部分命題②に

こと、そして(Ⅲ)その権利には対象が存在しうること、以上の三つの要件が必要である。権利命題をもつていうならば、ある権利を「権利」であると判定するためには、命題〈aはbに対してGへの権利を有する〉(すなわちR a b Gで表される命題構造)が成り立たなければならぬ。

ここで権利命題について、その部分命題を確認するならば、

【権利には「担い手」が存在しなければならない】——①

【権利には「名宛人」が存在しなければならない】——②

【権利には「対象」が存在しなければならない】——③

である。さらにこの部分命題③について、その細分命題を確認するならば、

【国民は、自己の属性(または状況)が侵害されないこと(G)への権利を有する】——③・1

【国民は、自己の行為が阻害されないこと(G)への権利を有する】——

③・2

【国民は、国家が積極的な行為を行うこと(G)への権利を有する】——

③・3

【国民(a)は国家(b)に対し、bがaの生命を第三者による違法な侵害から保護すること(G)への権利を有する】——③・4

である。

「請願権」が、憲法により保障される「権利」といえるためには、本節で確認したように、三つの要件、すなわち(Ⅰ)「担い手」が存在すること、(Ⅱ)「名宛人」が存在すること、(Ⅲ)「対象」が存在すること、が必要である。第二節においては、「請願権」がそれぞれの要件を満たすのかについて検討していきたい。三つの要件のいずれかを満たすことができないければ、権利の構造上、憲法一六条の「請願権」は「権利」とはいえないことになる。

## 第二節 請願権の法的性格の検討

### 序 請願権の規範内容

憲法一六条は「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けまい」と定める。<sup>8)</sup>

「請願権」の意義は、中世に起源をもち、かつては専制君主の恣意的権力行使を牽制する作用(機能)をもっていた。現代では、参政権的機能が注目され、代表民主制の不十分な点を部分的に補う作用が期待されている。<sup>9)</sup>

「請願権」の性格は、国または地方公共団体の機関に対し、その職務に関する事項について希望ないし意見を表明し、これを誠実に処理すべき旨を要求することを権利として保障する。<sup>10)</sup>

なお請願法五条は「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない」と定める。<sup>11)</sup>要するに、すべての国民(外国人も担い手になりうる)は国家に対して請願する権利を有するのである。

ただし請願権の法的効力は、請願を受理した機関に対して請願内容に法的に義務づけ、または、これを要求しうることを保障するものではない。請願権が「権利」とされるのは、国家機関に対して請願を受理し、かつ誠実に処理すべきことを義務づける作用を有するからである。なお学説の多数は、請願者は請願についての回答を要求しえないと説かれる。<sup>12)</sup>

請願権の意味(内容)については、「請願をすること」とともに、請願に関連して「差別待遇を受けまいこと」であると解される。本節では、「請願権」は憲法上の「権利」といえるのかについて検討することから、

## 1. 問題の所在

日本国憲法は、さまざまな権利を保障している。それらは、伝統的なドイツ公法学の影響を受け、便宜的に自由権、社会権、受益権、参政権などと一般に分類（区分）される。しかしその分類が現代の権利を体系的に分類するに適しないとの批判がなされていることも周知のことである<sup>①</sup>。個々の権利は多種多様なものであり、憲法論上、それぞれの権利の性格について論争がなされている。そのうちわずかの権利（条項）については、憲法が保障する「権利」とはいかなるものなのかを念頭に、すでに検討を加えた<sup>②</sup>。

## 2. 検討の対象

憲法一六条は「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と定める。同条はいわゆる「請願権」を保障したものである。この権利については、憲法上の権利体系において、受益権に位置づけられるとする学説と、能動的権利に位置づけられるとし、参政権と並べる学説との争いがある。後者が支配的な学説のように思われる<sup>③</sup>。

本稿においては、「憲法上の権利」体系（人権体系）について研究する一環として、まず憲法一六条の「請願権」は、権利の規範構造論から、憲法上の「権利」といえるのかについて（第一章）、つぎに「権利」といえるとしても、その「請願権」は権利体系においていかなる位置にあるのかについて（第二章）、検討していきたい。

本章では、権利の規範構造論を手がかりに、「請願権」が憲法上の「権利」といえるのかについて検討したい。

憲法により保障される「権利」とは、その法的な規範構造に焦点をあてるならば、すでに明らかにしたように<sup>④</sup>、憲法上の権利規範（規定）それ自体によりその構造が一応成り立つ（≡憲法以外の規範を前提とすることなしにその構造上一応成立する）権利と、憲法上の権利規範（規定）それ自体によつては権利の構造を充足できず、憲法以外の規範を前提に初めてその構造上成り立つ権利（≡憲法規範以外により保障されたものを憲法が保障する権利）とに大別される。前者は（本来の）「権利」ということができるが、後者はむしろ「権能」と考え（て区別す）るほうが適切である。さらに、ある権利がその構造上「権能」であるとされ、その「権能」が―理念として―「権能への権利」として憲法により保障されると説かれる。憲法により保障される「権利」は、厳密にいうと、「権利」、「権能」、「権能への権利」に区分される<sup>⑤</sup>。本章においてはそれらのうち「権利」のみを確認しておくことで十分である。

## 第一節 「権利」の規範構造

本節では、まず「権利」の規範構造について確認しておきたい。

憲法上の（本来的な）「権利」とは、その権利規定（規範）それ自体によりその構造が一応成り立つものである。その「権利」とはいかなる法的な構造を有するものなのかについては、すでに明らかにした<sup>⑥</sup>。すなわち、ある権利が「権利」として成り立つためには、（Ⅰ）その権利の担い手が存在しうること、（Ⅱ）その権利には名宛人が存在しうる

# 請願権の法的性格

— 権利構造論を手がかりとして —

斎藤 孝

## Rechtscharakter von Petitionsrecht — Auf Grund von Theorie der Rechtsstruktur —

Takashi SAITO

### Zusammenfassung

Diese Abhandlung argumentiert Rechtscharakter des auf Art.16 Japanische Verfassung gewährleistendes Rechts auf Petitionsrecht.

Diese Abhandlung has entschlossen :

- (1) Petitionsrecht ist, aufgrund von Theorie der Rechtsstruktur, d.h. aufgrund von Rechtsthese (KabG), Verfassungsmäßiges Recht.
- (2) Es ist richtig, nach dem Grundrechtssystem, Petitionsrecht in das Recht auf ein Tun (Leistungsrecht) einzuordnen, vorausgesetzt, es ist die eigentliche Bedeutung.

### Schlüsselwort :

Petitionsrecht, Theorie der Rechtsstruktur, Rechtsthese(RabG), Grundrechtstheorie, Grundrechtssystem

はじめに

#### 1. 問題の所在

#### 2. 検討の対象

#### 第一章 「請願権」の法的性格

#### 第一節 「権利」の規範構造

#### 第二節 請願権の法的性格の検討

#### 序 請願権の規範内容

#### 第一項 請願権と「担い手」

#### 第二項 請願権と「名宛人」

#### 第三項 請願権と「対象」

#### 小 結

#### 第二章 権利体系における「請願権」の位置づけ

#### 序 — 権利の体系 —

#### 第一節 請願権と「作為権」

#### 第一項 請願権（憲法一六条前段）の規範構造

#### 第二項 「生存権」の規範構造

#### 第三項 検討

#### 第二節 請願権と「不作為権」

#### 第一項 請願権（憲法一六条後段）の規範構造

#### 第二項 「表現の自由」の規範構造

#### 第三項 検討

#### 第三節 小 結 — 請願権の規範的性格 —

おわりに